

**高松市中心市街地夜間景観ガイドライン(案)に対する
パブリックコメント実施結果**

本市では、令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間、「高松市中心市街地夜間景観ガイドライン(案)」に対するパブリックコメントを実施しました。寄せられた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおり纏めましたので、公表いたします。

- (1) 意見総数 10件(4名)
 (2) 寄せられた御意見とそれに対する本市の考え方
 ※寄せられた御意見は、趣旨を変えない範囲で、文言等の修正をしています。

No.	御意見	市の考え方
1	<p>件名：歴史的建造物の少なさを逆手に取った、光と技術による「高松独自の夜間景観」創出の提案</p> <p>はじめに：高松市の夜間景観に関する積極的な取り組みを歓迎します。歴史的建造物が少ないという課題はありますが、それは同時に、最新の技術と創造性で「新しい景観の歴史を創るチャンス」と捉えるべきです。昼間は見慣れた風景に、夜ならではの「魔法」をかけることで、新鮮な魅力を発見させる。</p> <p>提案の柱：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の「線と面」の魅力化：構造物ではなく、人々の生活動線である「通り」「並木道」「水辺」を光で繋ぐ。例えば、シンボルロードの並木を季節やイベントで色を変えるLEDでライトアップし、昼間とは異なる非日常的な「光の回廊」を創出する。 ○現代ランドマークの「夜の顔」磨き上げ：サンポート地区の建築群や広場を統一感のある光で演出し、高松の「光の玄関口」として明確に位置づける。これは、高松市が推進するナイトタイムエコノミーの核となるべきです。 ○参加型・可変型照明の導入：特に、昼間は地味に見えがちな高架下の壁面などに、プロジェクションマッピングや、人が通ると光が変化するインタラクティブ照明を導入し、市民の愛着とSNS発信を促す「光の遊び場」を提供する。 <p>・課題の認識：歴史的な「華」がないという認識は理解できるが、それを理由に夜間</p>	<p>本ガイドラインは、市民・民間事業者・行政それぞれが、夜間景観形成の方向性や演出方法等に対する理解を深め、個別の照明計画や設計に適切に反映するとともに市民や観光客が楽しむことのできる光のイベント等が一層促進されることにより、中心市街地の夜間景観をより魅力的にすることを目的としております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>

景観を諦めるのはもったいない。

【提案：ライトアップの具体的な方向性】

「歴史的建造物がないから」と消極的だった視点を覆すために、現代的な手法や、高松ならではの資源に焦点を当てた具体的な提案をします。

①既存の公共空間・インフラの活用

目立つ建物でなくても、都市の骨格を形作る要素を活かします。

・通り、並木道：並木や植栽へのカラーライトアップや、天井から吊り下げるイルミネーションなどで「光のトンネル」や「光の軸線」を創出。歩行者に安全で楽しい動線を提供します。

○例：シンボルロードの並木、高松駅前広場から延びる通りなど

・高架下、橋梁：鉄道や道路の高架下、水路に架かる橋梁の構造美を、色や動きのある照明で引き立てる。公共インフラをアート作品に変える視点。

②ランドマークの再定義と活用

歴史的ではないが、市民に馴染みのある現代のランドマークを「夜の顔」として磨き上げます。

・サンポート地区：現代建築（タワーなど）、岸壁、広場を連携させた一体的な光の演出。季節やイベントに応じた可変性を持たせ、「高松の夜の玄関口」としての風格を演出。

○市としても景観形成重点地区の検討を進めているようですので、このエリアへの集中的な投資は効果的です。

・玉藻公園（高松城跡）の周辺：復元された桜御門などのライトアップやプロジェクションマッピングを活かしつつ、周辺エリアの建物の光を抑えたり、色彩を調和させたりすることで、城跡の光を際立たせる「光の引き算」の考え方を取り入れる。

③最新技術の活用（低コスト・高効果）

「工夫次第」で魅力的になることを示すために、最新の技術を提案します。

・プロジェクションマッピング：歴史的な建物が少なくても、平坦な壁面や道路、水

	<p>面（ため池や水路）を利用して、高松の歴史や文化をテーマにした映像を投影。低コストでテーマ性を変えやすい点が魅力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インタラクティブ照明：人の動きや音に反応して色や明るさが変わる照明を設置。市民や観光客が参加できる体験型のアトラクションとして活用し、SNSでの発信を促す。 <p>【結論：目指すべき将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指す姿：「歴史的な建物が無い街」ではなく、「光と技術で新しい魅力を創出する都市」へ。 ・高松らしさ：瀬戸内海の穏やかな水面、現代的な街並み、そして人々の生活に溶け込むアートや文化といった高松本来の資源を「夜の光」で浮き彫りにする。 <p>結び：歴史的な制約にとらわれず、現代的な光の手法を駆使することで、高松市は「光のアートで人々を魅了する都市」へと変貌を遂げることができます。このガイドラインが、高松の夜を明るく、そして豊かなものにする一歩となることを期待します。</p>	
2	<p>「高松市中心市街地夜間景観ガイドライン（案）」について、貴重な計画案の策定に心より感謝申し上げます。夜間景観の向上を通じて街の魅力を高めようという、この先進的な取り組みに深く賛同いたします。</p> <p>しかしながら、夜間景観を考える上で、単なる美しさだけでなく、市民の生活や安全に関わる実用的な視点も不可欠であると考えております。光の専門分野に携わってきた経験も踏まえ、以下、その点について意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 「光の質」と防犯の観点からの照明計画について</p> <p>計画案では光による賑わい創出が掲げられていますが、街の明るさが不均一であったり、照明が不適切な影を生み出したりすることは、市民の安心感を損ない、治安への懸念を生じさせる可能性があります。人通りが多い繁華街だからこそ、影が濃い場所や暗がり生まれにくいよう、光の「質」にも配慮した照明計画が必要です。夜間も市民が安心して街を歩けるよう、防犯の観点を踏まえた適切な明るさ（照度）の確保を強く求めます。</p>	<p>夜間の歩行者の安全性については、国土交通省の「道路照明施設設置基準」などの基準に基づき、安全性を確保したうえで、より魅力的な夜間景観の形成に向け、取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>また、37ページに「参考資料」として、関係する法律や各種基準について追記いたします。</p>

	<p>2. 色温度の選定と街のアイデンティティとの両立について</p> <p>景観形成において照明の色温度が重要であることは理解できます。しかし、色彩を意識するあまり、光が本来持つ実用性が置き去りになってはなりません。例えば、冷たすぎる光は街の賑わいを阻害し、温かすぎる光でも、その強さや指向性によっては光害の原因となり得ます。そこで、単に見た目の美しさだけでなく、街の機能や人々の生活に寄り添った照明計画を策定することを提案いたします。</p> <p>特に、人の肌の色が健康的に見える照明は、安心感や活気にも繋がります。高松の街の個性を表現しながらも、光の持つ本質的な機能を見失わない照明設計を期待します。</p> <p>美しい夜間景観の形成は重要ですが、それは市民の安全と快適な生活があってこそ成り立つものです。本ガイドラインが、高松市民にとって誇れる街づくりに繋がることを期待しております。</p>	
3	<p>サンポートエリアの照明について、照明の設置方法や配光についても規定し、時間制限を設けるなど、明るすぎないようにしてください。</p> <p>例えば 22 時になれば防犯上必要最小限の明かりにし、そこで営業していない看板等の明かりを落とす等、光害が発生しないようにしてください。</p> <p>理由：省エネの時代、光害を防止してください。星空を取り戻してください。</p>	<p>具体的な内容については、個別の照明計画毎に調整を行うこととなりますが、立地状況を踏まえ、事業者や管理者などに、周辺への配慮を求めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、7 ページに「(6) 周辺環境への配慮」として、周辺環境への配慮が必要である旨を追加いたします。</p>
4	<p>先行して、「高松市中心市街地夜間景観ガイドライン（案）」（以下、「夜間景観ガイドライン（案）」という）だけを単独でパブリックコメントを実施する進め方への疑問について</p> <p>（理由）</p> <p>夜間景観ガイドライン（案）は、令和 5 年度開催した「高松市美しいまちづくり審議会・高松市景観審議会合同会議」で、議題：「今後の景観行政の取組及び附属機関の在り</p>	<p>本ガイドラインは、中心市街地における夜間景観形成の考え方や方向性を示す指針として位置付けており、現時点では法的拘束力を有するものではありません。</p> <p>まずはガイドラインを公表し、市民や事業者と共有することで夜間景観づくりの意</p>

	<p>方について」において、「高松市美しいまちづくり審議会」と「高松市景観審議会」を統合して進めていく案が提示され、令和6年度から「高松市美しいまちづくり・景観審議会」を設置して、「景観計画の改定及び夜間景観ガイドラインの策定について」を議論してきました。</p> <p>夜間景観ガイドライン（案）の実効性を担保する為には、「景観条例」と景観条例第3条の規定に基づく「景観計画」の改定予定内容と一体的に運用されることが不可欠であります。夜間景観ガイドライン（案）単独では、夜間景観に対する規制・強制や促進に係る実効性のある取組を実施することが出来ないと考えます。</p> <p>従って、夜間景観ガイドライン（案）の是非や妥当性を判断する為には、令和8年1～2月頃にパブリックコメントを予定している「高松市景観計画の改定（案）」と同時に実施すべきです。</p> <p>更に、景観条例に基づく法的強制力が不明ですので、景観条例及び景観計画に夜間景観ガイドラインの規定を明記する必要があると考えます。</p>	<p>識を広げることを目的に、景観計画改定に先行してパブリックコメントを実施いたしました。</p> <p>今後、景観計画改定にあたっては、必要に応じて夜間景観に関する内容を反映し、条例や計画との整合を図ってまいりたいと存じます。</p>
5	<p>本パブリックコメント実施に当たっての、公開資料不足について（理由）</p> <p>夜間景観ガイドライン（案）を理解し意見を提案する為には、意見1でも記載した通り、令和6年度から議論しています「高松市美しいまちづくり・景観審議会」での審議経過資料（審議会資料、議事要旨）はとても大切な資料です。しかし、この資料の存在を、リンクを貼るなどして、情報格差をつけることなく、丁寧な情報共有が図られていません。P36に若干の記載はありますが、パブリックコメントの「募集の要旨」部分にも関連資料を公表するようにすべきであると考えます。</p> <p>高松市パブリックコメント手続要綱第6条第2項の規定に基づいて「夜間景観ガイドライン（案）の公表と併せて、次に掲げる資料を公表するものとする」とされています。</p> <p>(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景を記載した資料</p> <p>(2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び唯点を記載した資料</p>	<p>審議会資料や議事要旨等については、別途「高松市美しいまちづくり・景観審議会」のページで公開しており、今後はより分かりやすい情報案内に努めてまいります。</p> <p>また、「高松市景観・広告物デザインガイドライン」は、景観計画を策定した際に、市全体の景観形成の基本的な考え方を示すものとして作成したものでございますが、その後の改定内容が反映されていないなど、内容が古いままであったため、公開を取りやめていたものでございます。今回</p>

	<p>(3) その他政策等の案に関し審考となる資料</p> <p>1 点目 「高松市美しいまちづくり・景観審議会」での審議経過資料（審議会資料、議事要旨）についても、リンクを貼るなどの丁寧な対応が必要であったと考えます。</p> <p>2 点目 市のホームページの「景観条例」に関するサイト（2024. 4. 1 時点）に記載されていた「高松市景観・広告物デザインガイドライン」と今回、策定しようとしている「夜間景観ガイドライン（案）」との関係性について、説明をお願いします。また、「高松市景観・広告物デザインガイドライン」を公開して下さい。現在は、「高松市景観・広告物デザインガイドライン」に係る説明文自体がホームページから削除されています。</p> <p>3 点目 夜間景観ガイドライン（案） P36 に記載されています「照明専門家のアドバイス・派遣」をする高松市美しいまちづくりアドバイザー制度に関する情報・資料も公開すべきであると考えます。</p>	<p>の改定にあたり、再公開に向けて準備を進めてまいります。</p> <p>美しいまちづくりアドバイザー制度については、市ホームページで周知を図っておりますが、今後、より分かりやすい情報案内に努めてまいります。</p>
6	<p>夜間景観ガイドライン（案） P2 に記載されています「本市では、脱炭素社会の形成に向けても積極的に取り組むこととしており、ライトアップに要する電力使用について、再生可能エネルギーの活用など、省エネルギー化対策を推進します」に関する実効性と担保（強制力）が不明です。どの様に、再生可能エネルギーを活用することを誘導するのか？ 罰則規定等も併せて整備しないと、掛け声だけで終わってしまいます。どこまで、強制力を持たせた運用を図っていくのかを明確にすべきです。</p>	<p>本ガイドラインは、事業者や市民の皆様と共有しながら望ましい夜間景観を形成していくための指針であり、法的な拘束力や罰則規定を設けるものではありません。</p> <p>記載の「再生可能エネルギーの活用」や「省エネルギー化対策」につきましては、地球温暖化対策や脱炭素の観点から、照明設計や運用の際に配慮を促す趣旨でございます。</p> <p>今後は、関係事業者等への周知や助言を通じて、環境に配慮した夜間景観づくりを</p>

		推進してまいりたいと存じます。
7	<p>特に重点的に景観形成を図る必要があると認める地区を、景観条例第4条の規定に基づき「景観形成重点地域」として、景観計画に定めることができるとされており、現時点では、5つの地区が指定されていますが、夜間景観ガイドライン（案）では、6つの主要なエリアとなっており、「景観形成重点地区」との関連性や整合性が、不明確です。なぜ、この6つの主要なエリアだけなのか、考え方を丁寧に説明する必要がありますし、他にも、夜間景観を保存する地区があると思います。</p> <p>(5つの地区)</p> <p>(1)栗林公園周辺、(2)仏生山歴史街道、(3)都市軸沿道（国道11号・193号等）、(4)屋島、(5)讃岐国分寺跡周辺</p> <p>(6つの主要なエリア)</p> <p>①サンポート高松（水辺）、②サンポート高松（市街地）、③高松城跡、④中央通り、⑤商店街、⑥中央公園</p>	<p>本ガイドラインで示した「6つの主要なエリア」は、景観形成の観点や、歩行者動線、集客施設、水辺空間など、まちの利用実態を踏まえて整理したものでございます。</p> <p>一方で、景観条例第4条に基づく「景観形成重点地区」は、条例手続きに基づく法的な指定区域であり、現在5地区が指定されています。</p> <p>ガイドラインのエリア区分は、必ずしも既存の「景観形成重点地区」と対応するものではなく、夜間景観の視点から見た機能的なまとまりとして整理したものでございます。</p> <p>また、対象範囲ではない中心市街地以外の地域においても、必要に応じてガイドラインの考え方や演出方法等を活用・展開していくことで、魅力的な夜間景観の形成に寄与することを期待しております。</p>
8	<p>夜間景観ガイドライン（案）に、高松城跡を主要なエリアとするのであれば、もっと、丁寧に、様々な視点からの検討が必要です。</p> <p>高松城復元計画が策定されており、復元を事業化することを念頭に置いた視点からの検討が不十分です。</p>	<p>高松城跡周辺は、本市を象徴する重要な景観資源であり、本ガイドラインでは、その歴史的価値や周辺のにぎわいとの調和を重視して位置付けております。</p>

	<p>例えば、①サンポート高松（水辺）と同様に、高松城が復元された後の海上から見える景観にも意識した水城通りとキャッスルプロムナードに対する建築物・工作物等の制限・制約と、更に、海からみた場合の高松城の背景となる瀬戸大橋通りに対する建築物・工作物等の制限・制約が必要である。</p> <p>特に、現在、国において、早期事業化の検討を進めている高松環状道路（福岡町～檀紙町）のルート及び構造は、全線バイパスとなる高架橋案を対応方針として決定しました。周辺の土地利用実態から、環状道路は瀬戸大橋通りの上空にしか高架構造で計画することが不可能です。環状道路の道路照明が復元高松城に与える景観上の影響を考慮して、制限・制約が必要と考えます。</p> <p>その上、事業化は不透明ですが、四国新幹線も JR 高松駅に計画する様に、経済団体から要望がされて、高松市において、「新幹線整備に関するまちづくり調査検討業務」を発注して、調査検討が進められています。将来のまちづくりの形も考慮・反映した夜間景観ガイドラインとすべきです。</p>	<p>御指摘のとおり、高松城復元計画の進捗や、高松環状道路、新幹線構想など将来の都市基盤整備は、夜間景観にも大きく関わる重要な要素であり、これらの動向を踏まえたより詳細な検討が必要であると認識しておりますことから、今後、関係部局や専門家と連携を図りながら、検討してまいりたいと存じます。</p>
9	<p>景観条例第 4 条に基づく「重点景観形成地区」として、屋島が指定されています。屋島からの眺望（夕景百選、夜景百選）を、30 年後 50 年後の高松人に残す視点も必要であると考えます。</p> <p>更に、「重点景観形成地区」に指定されていますが、夜間景観ガイドライン（案）の主要なエリアに含まれていません。追加すべきです。</p> <p>また、誘客目的のライトアップを実施する際の、事前チェックが行われる仕組みが必要です。</p> <p>（理由）</p> <p>「やしまーる」において、屋島山上賑わい創出事業として、夜間観光コンテンツを充実させる為に、海の生き物を表現する光の演出が計画されています。また、8 月 8 日～9 月 27 日までの間、「やしまーる 3 周年記念ライトアップ青のやしまーる」が実施されましたが、山上駐車場からやしまーるまでの道中は真っ暗で、夜間に歩行・回遊する</p>	<p>本ガイドラインでは、中心市街地を対象として夜間景観の形成に取り組むこととしております。</p> <p>一方で、屋島は、本市を代表する景観資源であり、その屋島における夜間景観も極めて重要であることから、今後、関係部局と連携を図りながら、検討してまいりたいと存じます。</p> <p>また、誘客を目的としたライトアップ等の実施にあたっては、安全性や防犯面への配慮が欠かせないことから、関係部局で連携を図り、事前確認や助言の仕組みづくり</p>

	<p>には、非常に危険な思いをしました。防犯上の対応や道中の安全対策が全く実施されていないのに、夜型観光のライトアップを実施していました。</p> <p>誘客目的でのライトアップを実施する際には、来場者が危険で不安な思いをすることがないように、事前のチェックや審査が必要です。</p>	<p>を検討してまいりたいと存じます。</p>
10	<p>夜間景観ガイドライン（案） P11 に記載されています「未来に向けて持続的な夜景づくりを実現するために、官民が一体となって目標を共有し、共に歩む仕組みを構築します」の部分について、「共に歩む仕組み」とは、どんな仕組みなのか、具体的な説明と仕組みの概要がわかる資料の追記を求めます。</p> <p>もし、P36 に記載されています「3 魅力ある夜間景観づくりの進め方」がその仕組みであるならば、非常に分かり難いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議を要する対象物件又は行為と事前協議の法的強制力 ・ 仮に、事前協議を実施しないまま、ライトアップを実施した際の不都合に対する改善指導等の法的強制力等 	<p>本ガイドラインで示す「共に歩む仕組み」とは、市民・事業者・行政が連携し、計画段階から夜間景観の質の向上に取り組む協働の体制を指しております。</p> <p>現時点では、法的拘束力を伴う制度ではなく、ガイドラインに基づく事前相談や助言、専門家による支援などを通じ、自主的な取組を促す仕組みとして運用を想定しているところでございます。</p> <p>今後、夜間景観づくりの実績や課題を踏まえ、事前協議の位置づけや運用方法の明確化を検討してまいりたいと存じます。</p>